

平成30年12月19日
(2018年)

建設工事市内事業者各位

吹田市総務部契約検査室

平成31年度における建設工事入札参加有資格者の等級（ランク）
格付けにおける発注者別評価点（主観点）の取り扱いについて

本市では、平成29年度より客観点に加え、本市での工事成績や地域貢献、社会性などを評価した独自の発注者別評価点（主観点）を加算した点数で、等級（ランク）格付けを行っていますが、平成31年度においても平成29年度と同じ取り扱いをします。

つきましては、下記を御参照のうえ、該当する項目がある場合（提出が必要な書類がある場合）は、必要書類を提出していただくようお願いします。（該当する項目がない場合は提出不要です。）

また、工種ごとの総合評定値、発注者別評価点、ランクについては、後日、本市ホームページにて公表する予定です。

記

1 対象者及び対象工種

(1) 対象者 入札参加有資格者名簿に市内事業者として登載されている者（準市内事業者及び市外事業者は含みません。）

(2) 対象工種 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事

2 発注者別評価点（主観点）の内容

※次表の主観点項目について、加点します。

主観点項目	主観点数												
<p>(1) 工事成績</p> <p>工事成績評定を行った工事（契約検査室及び水道部発注分）において、工種ごとに、過去2年間（1月1日から12月31日まで）の評定点の平均値（小数点第2位四捨五入）をもって右欄の点数を加点する。</p> <p>平成31年度は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までを対象に実施する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>95点以上</td> <td>50点加点</td> </tr> <tr> <td>90点以上～95点未満</td> <td>40点加点</td> </tr> <tr> <td>85点以上～90点未満</td> <td>30点加点</td> </tr> <tr> <td>80点以上～85点未満</td> <td>20点加点</td> </tr> <tr> <td>75点以上～80点未満</td> <td>10点加点</td> </tr> <tr> <td>75点未満</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>前年の1月1日から12月31日までの間で工事成績評定対象工事の受注の実績がなければ0点とする。</p>	95点以上	50点加点	90点以上～95点未満	40点加点	85点以上～90点未満	30点加点	80点以上～85点未満	20点加点	75点以上～80点未満	10点加点	75点未満	0点
95点以上	50点加点												
90点以上～95点未満	40点加点												
85点以上～90点未満	30点加点												
80点以上～85点未満	20点加点												
75点以上～80点未満	10点加点												
75点未満	0点												
<p>(2) 環境及び品質マネジメント</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>ア ISO14001又はエコアクション21の取得の場合 10点加点 (ただし、重複加点は行いません。)</p> <p>イ ISO9001の取得の場合 10点加点</p>												
<p>(3) 障がい者雇用への貢献</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>ア 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用している場合</p> <p>イ 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障がい者雇用義務はないが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を雇用している場合</p> <p>ア又はイの場合 10点加点</p>												
<p>(4) 保護観察対象者等への就労支援</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>・大阪保護観察所に協力雇用主として、登録している場合 10点加点</p>												
<p>(5) 災害時等における協力</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>・本市と防災活動に関して協定や契約を締結している場合 10点加点</p>												

3 申告書を提出していただく必要がある場合

主観点の対象項目が上表の「(2) 環境及び品質マネジメント」「(3) 障がい者雇用への貢献」「(4) 保護観察対象者等への就労支援」のいずれかに該当する場合は、申告書を提出してください。

※ 主観点の対象項目のうち「(1) 工事成績」「(5) 災害時における協力」のみに該当する場合は、申告書を提出していただく必要はありません。

4 提出書類

建設工事入札参加有資格者の等級（ランク）格付けにおける発注者別評価点（主観点）に係る申告書及び添付書類

※ 主観点項目(4) 保護観察対象者等への就労支援については、「協力雇用主に関する証明願」に必要事項を記入し、代表者印（吹田市登録印）を押印のうえ、大阪保護観察所に郵送で依頼し、その証明を受けたものを提出してください。

5 提出先

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 （低層棟3階）
吹田市役所 総務部契約検査室

6 提出期限

平成31年2月15日（金）午後5時までに必着
（提出期限以降に提出された場合は主観点の反映ができないため、提出期限は厳守してください。）

吹田市長 宛

建設工事入札参加有資格者の等級(ランク)格付けにおける
発注者別評価点(主観点)に係る申告書

(申告者) 所在地

商号又は名称

代表者

印

該当項目にチェック☑してください。

項目	添付書類	加点
・環境及び品質マネジメント		
<input type="checkbox"/> ISO14001の取得	ISO14001登録証の写し	10点
<input type="checkbox"/> エコアクション21の取得	エコアクション21認定・登録証の写し	
<input type="checkbox"/> ISO9001の取得	ISO9001登録証の写し	10点
・障がい者雇用への貢献		
<input type="checkbox"/> 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による法定雇用障がい者数以上の雇用	障がい者雇用状況報告書の写し	10点
<input type="checkbox"/> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者の雇用	(下記の☆欄に記入してください。)	
・保護観察対象者等への就労支援		
<input type="checkbox"/> 大阪保護観察所に協力雇用主として登録	協力雇用主に関する証明書	10点

☆障がい者雇用状況申告欄

3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する障がい者の人数 人(うち 身体障がい者 人、知的障がい者 人、精神障がい者 人)
--

確認の必要が生じれば、確認できる書類の提出を求める場合があります。

※ 該当する主観点の項目が、以下の項目のみの場合は、申告書の提出は不要です。

- ・工事成績 (工事成績評定を行った工事(平成29年1月1日から平成30年12月31日まで)の評定点の平均値)
- ・災害時における協力 (本市と防災活動に関して協定や契約を締結している場合)

協力雇用主に関する証明願

平成 年 月 日

大阪保護観察所長 様

申請者
所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____ 印

当社が大阪保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

申請者について、下記のとおり証明する。

記

申請者は大阪保護観察所に協力雇用主として登録されている。

平成 年 月 日

大阪保護観察所長 印